



長野県報

3月5日(月)
平成24年
(2012年)
第2349号

目 次

告 示

生活保護法に基づく医療機関の指定（地域福祉課）	2
生活保護法に基づく指定を受けた医療機関の開設者及び所在地の変更の届出（地域福祉課）	2
生活保護法に基づく指定を受けた医療機関の業務の廃止の届出（地域福祉課）	3
生活保護法に基づく施術者の指定（地域福祉課）	3
都市計画事業の事業計画の変更の認可（生活排水課）	4
保安林予定森林（2件）（森林づくり推進課）	4
解除予定保安林にする旨の通知（5件）（森林づくり推進課）	4
公共測量の終了（建設政策課）	5
道路の区域変更及び関係図面の縦覧（道路管理課）	5
道路の供用開始及び関係図面の縦覧（道路管理課）	6

公 告

特定非営利活動法人の設立の認証申請（県民協働・NPO課）	6
特定調達契約に係る落札者の決定（管財課）	6
一般競争入札（2件）（情報公開・私学課）	6
大規模小売店舗立地法に基づく新設の届出及び届出書等の縦覧（経営支援課）	8
一般競争入札（国際課）	9
県営土地改良事業の工事の完了（7件）（農地整備課）	10
平成24年二級建築士試験及び木造建築士試験の実施（建築指導課）	11
土地改良事業の工事の完了の届出（農地整備課）	11
一般競争入札（健康福祉政策課）	12
警備業法に基づく検定の実施（生活安全企画課）	13
一般競争入札（医療推進課）	14
一般競争入札（4件）（ものづくり振興課）	14
一般競争入札（砂防課）	18
一般競争入札（企業局）	19
一般競争入札（8件）（保健厚生課）	20

告 示

長野県告示第172号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされる場合を含む。）の規定により、医療機関を次のとおり指定しました。

平成24年3月5日

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
株式会社 アルプス薬局	上伊那郡南箕輪村1284-9	平成24年1月1日
牛山医院	岡谷市天竜町3-2-23	平成24年2月1日
浦野耳鼻咽喉科医院	飯田市大久保町2553-1	平成23年11月19日
八幡中島ファミリー薬局	須坂市墨坂2-7-12	平成24年1月1日
芝宮前中島ファミリー薬局	須坂市横町288-1	平成24年1月1日
幸高中島ファミリー薬局	須坂市幸高字苅屋274-2	平成24年1月1日
スクエア薬局 駒ヶ根店	駒ヶ根市赤穂1362-4	平成24年1月1日
医療法人八ヶ岳メンタルヘルスサポート	茅野市ちの3502-1 ベルビア1F	平成23年12月1日
いづみ薬局	塩尻市大門泉町8-19	平成24年1月1日
医療法人まなみ会 佐久長土呂クリニック	佐久市長土呂北下ノ中原803-26	平成24年1月1日
松本歯科医院	安曇野市穂高782-1	平成23年12月1日

地域福祉課

長野県告示第173号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされる場合を含む。）の規定により、指定を受けた医療機関から開設者及び所在地が変更になった旨、次のとおり届出がありました。

平成24年3月5日

長野県知事 阿部 守一

薬局

名 称	所 在 地	変 更 事 項		変 更 年 月 日
		新	旧	
はやし薬局	東筑摩郡山形村5506-17	東筑摩郡山形村5506-17	東筑摩郡山形村5498-3	平成23年11月1日
須坂あすなろ薬局	須坂市北原町559-54	株式会社三悠堂	有限会社三悠堂	平成23年10月20日

地域福祉課

長野県告示第174号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされる場合を含む。）の規定により、指定を受けた医療機関からその業務を廃止する旨、次のとおり届出がありました。

平成24年3月5日

長野県知事 阿部 守一

診療所又は薬局

名 称	所 在 地	廃 止 年 月 日
アルプス薬局	上伊那郡南箕輪村宮ノ上1284-9	平成23年12月31日
浦野耳鼻咽喉科医院	飯田市大久保町2553-1	平成23年11月18日
八幡中島ファミリー薬局	須坂市墨坂2-7-12	平成23年12月31日
幸高中島ファミリー薬局	須坂市幸高字苅屋274-2	平成23年12月31日
芝宮前中島ファミリー薬局	須坂市横町288-1	平成23年12月31日
ニコニコ薬局	駒ヶ根市赤穂1362-4	平成23年12月31日
八ヶ岳メンタルヘルスサポート	茅野市ちの3502-1ベルビア1F	平成23年11月30日
医療法人 椎名医院	塩尻市大字宗賀2728-1	平成23年12月28日
佐久長土呂クリニック	佐久市長土呂北下ノ中原803-26	平成23年12月31日

地域福祉課

長野県告示第175号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条において準用する第49条（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされる場合を含む。）の規定により、施術者を次のとおり指定しました。

平成24年3月5日

長野県知事 阿部 守一

1 施術者

氏 名	住 所	指 定 年 月 日
高澤 宏彰	下伊那郡阿智村駒場1199	平成23年11月1日
橋爪 延幸	上田市上田原1281-26	平成23年11月1日

2 施術所

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
あいのて信州店	下伊那郡高森町牛牧2667-10	平成23年11月1日
アイ治療院	上田市福田50-3	平成23年11月1日

地域福祉課

長野県告示第176号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可しましたので、同条第2項において準用する同法第62条第1項の規定により、次のとおり告示します。

平成24年3月5日

長野県知事 阿部守一

1 施行者の名称

辰野町

2 都市計画事業の種類及び名称

辰野都市計画下水道事業 辰野町公共下水道

3 事業施行期間

昭和63年4月14日から

平成31年3月31日まで

4 事業地

(1) 収用の部分

変更なし

(2) 使用の部分

変更なし

生活排水課

長野県告示第177号

次の森林を保安林予定森林としましたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の2第1項の規定により告示します。

平成24年3月5日

長野県知事 阿部守一

1 保安林予定森林の所在場所

長野市鬼無里字サワラ11009のハ、11010、11011の1、11011のロ、11012の1、11012の2、11012のイ、11012のハ、11013、11014のイ、11014のロ、11015から11018まで、11019の1、11019のイ、11020のイ、11020のロ、11022、11023、11024のイ、11024のロ、11024のハ、11024のニ、11024のホ、11024のヘ、11025、11026の1、11026のイ、11026のロ、11026のハ、11026のニ、11026のホ、11026のヘ、11026のト、11026のチ、11027の1、11027のロ、11028、11029のイ、11029のロ、11029のハ、11030、11031のイ、11031のロ、11032のイ、11032のロ、11033のイ、11039

2 指定の目的

干害の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を長野県林務部森林づくり推進課及び長野市役所に備え置いて縦覧に供する。）

森林づくり推進課

長野県告示第178号

次の森林を保安林予定森林としましたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の2第1項の規定により告示します。

平成24年3月5日

長野県知事 阿部守一

1 保安林予定森林の所在場所

北安曇郡小谷村大字北小谷字沢入333の1、字沢入堰筋338の1、338の2、字有無沢340の1、字源藏349の1、355、字小源藏391の1、394の3

2 指定の目的

なだれの危険の防止

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を長野県林務部森林づくり推進課及び小谷村役場に備え置いて縦覧に供する。）

森林づくり推進課

長野県告示第179号

農林水産大臣から、次の保安林を解除予定保安林にする旨の通知を受けましたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示します。

平成24年3月5日

長野県知事 阿部守一

1 解除に係る保安林の所在場所

上田市菅平高原字菅平1223の1（国有林。次の図に示す部分に限る。）

2 保安林として指定された目的

水源のかん養

3 解除の理由

道路用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を長野県林務部森林づくり推進課及び上田市役所に備え置いて縦覧に供する。）

森林づくり推進課

長野県告示第180号

農林水産大臣から、次の保安林を解除予定保安林にする旨の通知を受けましたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示します。

平成24年3月5日

長野県知事 阿部守一

- 1 解除に係る保安林の所在場所
飯田市龍江1914の17・4933の10から4933の13まで（以上5筆国有林）
- 2 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備
- 3 解除の理由
道路用地とするため

森林づくり推進課

長野県告示第181号

農林水産大臣から、次の保安林を解除予定保安林にする旨の通知を受けましたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示します。

平成24年3月5日

長野県知事 阿部守一

- 1 解除に係る保安林の所在場所
飯田市龍江4933の9
- 2 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備
- 3 解除の理由
指定理由の消滅

森林づくり推進課

長野県告示第182号

農林水産大臣から、次の保安林を解除予定保安林にする旨の通知を受けましたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示します。

平成24年3月5日

長野県知事 阿部守一

- 1 解除に係る保安林の所在場所
飯田市上久堅7852の7から7852の9まで（以上3筆国有林）
- 2 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備
- 3 解除の理由
道路用地とするため

森林づくり推進課

長野県告示第183号

農林水産大臣から、次の保安林を解除予定保安林にする旨の通知を受けましたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示します。

平成24年3月5日

長野県知事 阿部守一

- 1 解除に係る保安林の所在場所
下伊那郡喬木村4386の1（次の図に示す部分に限る。）
- 2 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備
- 3 解除の理由
道路用地とするため
（「次の図」は、省略し、その図面を長野県林務部森林づくり推進課及び喬木村役場に備え置いて縦覧に供する。）

森林づくり推進課

長野県告示第184号

諏訪市長から、次のとおり公共測量を終了した旨通知がありましたので、測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第3項の規定により告示します。

平成24年3月5日

長野県知事 阿部守一

- 1 作業種類
公共測量（数値撮影、数値地形図データ更新）
- 2 作業期間
平成23年4月20日から平成24年2月15日まで
- 3 作業地域
諏訪市

建設政策課

長野県上田建設事務所告示第5号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、次のとおり道路の区域を変更します。

その関係図面は、告示の日から平成24年3月19日まで、長野県建設部道路管理課及び長野県上田建設事務所において、一般の縦覧に供します。

平成24年3月5日

長野県上田建設事務所長 山浦直人

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 御牧原大日向線
- 3 道路の区域

区間	新旧別	敷地の幅員	延長
東御市御牧原字御牧下2814番の5地先から東御市御牧原字又沢4001番の6地先まで	旧	m 7.3~8.2	km 0.6337
同上	新	7.7~13.8	0.6337

道路管理課

長野県上田建設事務所告示第6号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次のとおり道路の供用を開始します。

その関係図面は、告示の日から平成24年3月19日まで、長野県建設部道路管理課及び長野県上田建設事務所において、一般の縦覧に供します。

平成24年3月5日

長野県上田建設事務所長 山浦直人

1 路線名 御牧原大日向線

2 供用を開始する区間

東御市御牧原字御牧下2814番の5地先から

東御市御牧原字又沢4001番の6地先まで

3 供用を開始する期日 平成24年3月5日

道路管理課



公告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定により、特定非営利活動法人の設立の認証申請があったので、同条第2項の規定により次のとおり公告します。

平成24年3月5日

長野県知事 阿部守一

1 申請のあった年月日

平成24年2月28日

2 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人Mt.on trail club

3 代表者の氏名

河合正之

4 主たる事務所の所在地

北安曇郡白馬村大字北城831番地1

5 定款に記載された目的

この法人は、スポーツを愛する方に対して、トレイルランニングやランニングを主とするスポーツに関する事業を行い、トレイルランニング・ストローラー・トレイルライダーの普及、地域振興、健康促進に寄与し、スポーツで人生を楽しくすることを目的とする。

県民協働・NPO課

公告

次のとおり落札者を決定しました。

平成24年3月5日

長野県知事 阿部守一

1 落札に係る特定役務の名称

県庁及び合同庁舎電話サービス業務

2 契約に関する事務を担当する課の名称及び所在地

(1) 名称 長野県総務部管財課

(2) 所在地 長野市大字南長野字幅下692番地2

3 落札者を決定した日

平成24年2月22日

4 落札者の名称及び所在地

(1) 名称 東日本電信電話株式会社長野支店

(2) 所在地 長野市大字南長野新田町1137-5

5 落札金額

年間想定電話料金 18,816,783円

6 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

7 入札公告を行った日

平成24年1月12日

管財課

公告

次のとおり一般競争入札に付します。

平成24年3月5日

長野県知事 阿部守一

1 入札に付する事項

(1) 調達をする役務

地方事務所、市町村等へ発送する荷物のこん包及び運搬業務

(2) 役務の特質

入札説明書によります。

(3) 履行期間

平成24年4月1日から平成25年3月31日まで（地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の3に規定する長期継続契約）

(4) 履行場所

長野市大字南長野字幅下692-2

長野県庁総務部情報公開・私学課文書収発室

(5) 入札方法

別に仕様書において示す予想発送数量に基づき、重量区分ごとの単価を記載してください。落札者の決定は、重量区分ごとの単価に予想発送数量を乗じて得た価格の総額について行いますので、単価と併せて当該価格の総額を記載してください。なお、落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該加算した金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額）をもって落札価格としますので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載してください。

2 入札に参加する者に必要な資格

次のいずれにも該当する者であることとします。